

環 大 規 第 2 3 7 号
昭 和 6 2 年 1 1 月 6 日

各都道府県・各政令市大気規制担当部局長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての
留意事項について

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第361号。）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和62年総理府令第53号。以下「改正府令」という。）並びに昭和56年9月環境庁告示第82号及び昭和56年9月環境庁告示第83号を改正する環境庁告示（昭和62年11月環境庁告示第63号及び昭和62年11月環境庁告示第64号。）の施行については、昭和62年11月6日付環大規第235号をもって、大気保全局長より通達したところであるが、同通達において別途通知することとされている事項及びその他の事項については下記のとおりであるので、これに留意の上、法令の円滑な施行が図られるよう遺憾なきを期されたい。

記

第一 非常用施設の取扱いについて

- 1 改正府令に規定する非常用施設（以下「非常用施設」という。）の区分に当たっては、停電時、災害時、事故時に用いられる施設であつて、別紙に例示したものを参考にすること。
- 2 非常用施設に係る届出の記載方法については、別添の「非常用ガスタービン、ディーゼル機関に係る届出書の記入について」を標準とすること。
- 3 非常用施設に係る届出については、届出受理に係る事務の円滑、迅速な遂行に努めるとともに、届出に係る事項の内容が相当であると認めた時には、当該施設の実情を勘案し、速やかに大気汚染防止法第十条に規定する実施制限期間を短縮する措置を講ずるよう努めること。
- 4 非常用施設に係る燃料使用基準については、当該施設に対する排出基準が適用猶予されていることにかんがみ、その適用を猶予することが適当であること。

- 5 (削除)
- 6 (削除)
- 7 非常用施設に係る緊急時の措置については、都道府県で定める緊急時対策の実施要項において、これら施設の運用状況等にかんがみた適切な適用方法を定めておくこと。

第二 試験・研究用施設等の取扱いについて

今回追加されたガスタービン、ディーゼル機関のうち、試験・研究用施設における試験、整備工場における整備・点検等のために一時的に置かれて使用されるものについては、大気汚染防止法第二条第二項の「ばい煙発生施設」としては、取り扱わないこととすること。

以下に示すガスタービン、ディーゼル機関

- (1) 洪水防御のために設けられる次の施設に専ら用いられるもの
 - ① 水門
 - ② 樋門
 - ③ 樋管
 - ④ 閘門
 - ⑤ 排水機場
 - ⑥ 湯水機場、ダム及び堰の呼び発電施設及予備動力施設
 - ⑦ 水災防御用の無線施設等の予備発電施設
- (2) 次の非常用道路設備
 - ① 災害時においてトンネル内の換気、照明を行うための発電施設に用いられるもの
 - ② 災害時等においてトンネル、堀割、アンダーパス等における排水施設及び排水を行うための発電施設に用いられるもの
 - ③ 災害時等においてインターチェンジにおける道路管理を行うための発電施設に用いられるもの
- (3) 次の非常用の建築設備
 - ① 専ら予備電源として用いられることが、建築基準法第六条第三項により確認され、又は同法第十八条第三項により通知されたもの
 - ② 専ら建築基準法施行令第五章第三節に定める排煙設備として用いられるもの
 - ③ その他非常用の建築設備として、災害時、事故時、停電時のみに用いられることが確実なもの
- (4) 下水道施設であつて災害防止のために用いられるもの及び予備発電施設に用いられるもの
- (5) 次の非常用施設
 - ① 河川、農業用排水路等に設置される排水機場で用いられるものであつて常用発電の用に供さないもの
 - ② 農業用揚水機場に設置される常用発電に供さないもので連続干天により農作物被害が発生する恐れのある場合に専ら用いられるもの
 - ③ ダム、頭首工、水門等のゲート開閉のための予備動力設備又は予備電源装置として専ら用いられるもの
 - ④ 供給予備力の急激な低下等が生じ、系統不安定をもたらす場合及び送電系統事故の場合に用いられる電気事業者の施設
 - ⑤ 電気事業者が送電系統の不安定に起因して発生する停電事故等を防止するために要請する使用電力削減に対して専ら用いられる需用者の施設

- ⑥ 砂糖キビの製糖工場において自家用発電施設の事故時に専ら用いられるバックアップ施設として併設している自家発電施設であって通常時は停止しているもの
- ⑦ 電気事業法施行規則別表第二に定める非常用予備発電装置に専ら用いられるもの
- ⑧ 消防法令及び石油コンビナート等災害防止法令に基づく非常用電源又は非常用動力として専ら用いられるもの
- ⑨ 電気通信事業法に基づき設置している自家用発電機等電気通信事業において使用される非常用発電装置、放送事業等において使用される非常用発電装置に用いられるもの